

L P ガス利用者ガス料金支援金（令和 7 年度下半期実施分）支給要領

（趣旨）

第 1 L P ガスの価格高騰に対応するため、一般消費者等が使用する L P ガス料金の値引を行う小売事業者及び工業用として L P ガスを使用する中小企業者に対する令和 7 年度下半期分の支援として、L P ガス利用者ガス料金支援金を予算の範囲内において支給することとし、他の法令等の定めるところによるほか、この要領により必要な事項を定める。

（支援金の支給対象者及び支給額）

第 2 支援金の支給対象者及び支給額は、以下のとおりである。

（1）支給対象者

ア L P ガス小売事業者ガス料金支援金及び L P ガス小売事業者事務手数料

岩手県内的一般消費者等が使用する L P ガスを供給している小売事業者のうち、以下の全ての要件を満たす者とする。

※ 一般消費者等とは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号。以下「液化石油ガス法」という。）第 2 条第 2 項に規定する一般消費者等並びにガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号。以下「ガス事業法」という。）第 3 条の登録を受けた者から L P ガスを燃料として供給を受け、生活の用に供する一般消費者及びその消費する態様が生活の用に供する場合に類似している者をいう。

ただし、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）若しくは地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）により設立された法人により設置又は管理等が行われている施設で供給を受けている者を除く。

※ 小売事業者とは、液化石油ガス法第 3 条第 1 項の登録を受けた者及びガス事業法第 3 条の登録を受けた者であって、家庭・企業等に L P ガスを販売する者をいう。

（ア） L P ガス小売事業者ガス料金支援金及び事務手数料実施確認申請書（様式第 1 号）を提出し、県の確認を受けた者

ただし、L P ガス利用者ガス料金支援金支給要領（令和 5 年 8 月 2 日制定）第 4 第 1 項、L P ガス利用者ガス料金支援金（令和 5 年度追加実施分）支給要領（令和 5 年 12 月 20 日制定）第 4 第 1 項、L P ガス利用者ガス料金支援金（令和 6 年度実施分）支給要領（令和 6 年 12 月 23 日制定））第 4 第 1 項又は L P ガス利用者ガス料金支援金（令和 7 年度実施分）支給要領（令和 7 年 7 月 4 日制定）第 4 第 1 項に定める L P ガス小売事業者ガス料金支援金及び事務手数料実施確認承認通知を受けた者は、本支援金において県の確認を受けた者とみなす。

（イ） 本要領に定める方法で、一般消費者等への値引を実施する者

イ 中小企業者工業用 L P ガス料金支援金

中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者（大企業及びみなし大企業を除く。）のうち、以下の要件全てに該当する者（タクシー事業者を除く。）

- (ア) 県内に本店の登記を行っている法人であること。
- (イ) 県内で工業用としてLPガスを使用し、貯蔵施設を有する者のうち、下記①又は②のいずれかに該当すること。

※ 「工業用としてLPガスを使用」とは、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「保安法」という）の適用を受ける液化石油ガス（LPガス）の使用をいう。

※ 「液化石油ガス」とは、液化石油ガス法第2条第1項に規定されるものをいう。

- ① 保安法第5条第1項の許可を受けた者（第一種製造者）のうち、その許可を受けたところに従ってLPガスを貯蔵し、技術上の基準に従い自ら消費する者
- ② 保安法第16条第1項の許可を受け、又は保安法第17条の2第1項の貯蔵に係る届出を行った貯蔵所でLPガスを貯蔵し、技術上の基準に従い自ら消費する者
- (ウ) 中小企業者工業用LPガス料金支援金実施確認申請書（様式第8号）を提出し、県の確認を受けた者

ただし、LPガス利用者ガス料金支援金支給要領（令和5年8月2日制定）第4第1項、LPガス利用者ガス料金支援金（令和5年度追加実施分）支給要領（令和5年12月20日制定）第4第1項、LPガス利用者ガス料金支援金（令和6年度実施分）支給要領（令和6年12月23日制定）第4第1項又はLPガス利用者ガス料金支援金（令和7年度実施分）支給要領（令和7年7月4日制定）第4第1項に定める中小企業者工業用LPガス料金支援金実施確認承認通知書を受けた者は、本支援金において県の確認を受けた者とみなす。

（2）支給額の算定

ア LPガス小売事業者ガス料金支援金

令和8年2月又は3月の検針分の料金の請求において値引を行った場合、その値引に要した額を支給する。支援金は1契約当たり1,900円を上限とし、実際の値引額がこの額を下回った場合は、当該金額を支給する。

イ LPガス小売事業者事務手数料

値引を実施した一般消費者等の数に応じ、下記の区分により定額を交付する。

一般消費者等に値引を実施した件数	交付額
1件から999件まで	156,000円
1,000件から1,999件まで	244,000円
2,000件から4,999件まで	332,000円
5,000件以上	508,000円

ウ 中小企業者工業用LPガス料金支援金

令和8年1月から令和8年3月までのLPガスの購入量に応じ、1m³当たり35円を支給する。

ただし、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和43年政令第14号）第2条第1号に定める、消費の態様が一般消費者が燃料として生活の用に供する場合に類似している場合として、液化石油ガスを暖房若しくは冷房又は飲食物の調理のための燃料として業務の用に供する場合の購入を除く。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる小売事業者又は中小企業者については支援金の支給対象外とする。
 - (1) 代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有している者であること。
 - (2) 上記のほか、本支援金の目的に照らして適当でないと知事が認めた小売事業者又は中小企業者

（支給申請）

第3 支援金の支給を受けようとする者は、別表第1に定める期日までに同表に定める書類を、知事に提出するものとする。

（実施の確認及び支給の決定）

第4 知事は、第3の規定によるLPGガス小売事業者ガス料金支援金及び事務手数料実施確認申請書（様式第1号）又は中小企業者工業用LPGガス料金支援金実施確認申請書（様式第8号）の申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、LPGガス小売事業者ガス料金支援金及び事務手数料実施確認承認通知書（様式第4号）又は中小企業者工業用LPGガス料金支援金実施確認承認通知書（様式第10号）により、当該申請をした者（以下「確認申請者」という。）にその旨を通知するものとする。

- 2 知事は、前項の規定による実施確認申請を承認しないことと決定したときは、その旨をLPGガス小売事業者ガス料金支援金及び事務手数料実施確認不承認通知書（様式第5号）、又は中小企業者工業用LPGガス料金支援金実施確認不承認通知書（様式第11号）により確認申請者に通知するものとする。
- 3 知事は、第3の規定によるLPGガス小売事業者ガス料金支援金及び事務手数料支給申請書兼請求書（様式第2号）又は中小企業者工業用LPGガス料金支援金支給申請書兼請求書（様式第9号）の申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、LPGガス小売事業者ガス料金支援金及び事務手数料支給決定通知書（様式第6号）又は中小企業者工業用LPGガス料金支援金支給決定通知書（様式第12号）により、当該申請をした者（以下「支給申請者」という。）にその旨を通知するとともに、支援金を支給するものとする。
- 4 知事は、支援金を支給しないことと決定したときは、その旨をLPGガス小売事業者ガス料金支援金及び事務手数料不支給決定通知書（様式第7号）又は中小企業者工業用LPGガス料金支援金不支給決定通知書（様式第13号）により支給申請者に通知するものとする。
- 5 第3の規定による支援金の支給を受けようとする者のうち、LPGガス利用者ガス料金支援

金支給要領（令和5年8月2日制定）第4第1項、L Pガス利用者ガス料金支援金（令和5年度追加実施分）支給要領（令和5年12月20日制定）第4第1項、L Pガス利用者ガス料金支援金（令和6年度実施分）支給要領（令和6年12月23日制定）第4第1項又はL Pガス利用者ガス料金支援金（令和7年度実施分）支給要領（令和7年7月4日制定）第4第1項に定めるL Pガス小売事業者ガス料金支援金及び事務手数料実施確認承認通知を受けた者は、本支給要領第4第1項に定めるL Pガス小売事業者ガス料金支援金及び事務手数料実施確認承認通知書（様式第4号）による通知を受けた者とみなす。

- 6 第3の規定による支援金の支給を受けようとする者のうち、L Pガス利用者ガス料金支援金支給要領（令和5年8月2日制定）第4第1項、L Pガス利用者ガス料金支援金（令和5年度追加実施分）支給要領（令和5年12月20日制定）第4第1項、L Pガス利用者ガス料金支援金（令和6年度実施分）支給要領（令和6年12月23日制定）第4第1項又はL Pガス利用者ガス料金支援金（令和7年度実施分）支給要領（令和7年7月4日制定）第4第1項に定める中小企業者工業用L Pガス料金支援金実施確認承認通知を受けた者は、本支給要領第4第1項に定める中小企業者工業用L Pガス料金支援金実施確認承認通知書（様式第10号）による通知を受けた者とみなす。
- 7 知事は、支援金の支給に当たっては、支援金の支給の目的を達成するため、必要な条件を付することができる。

（概算払請求）

第5 知事は、第3の規定によるL Pガス小売事業者ガス料金支援金及び事務手数料支給申請書兼概算払請求書（様式第3号）の申請を受理したときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、L Pガス小売事業者ガス料金支援金については申請額の8割以内、L Pガス小売事業者事務手数料については申請額の5割以内を概算払することができる。

（申請書類の保管）

第6 申請者は、支援金の支給後においても、支給申請書類及びその証拠書類等を5年間保存し、知事から提出を求められた場合には、速やかに提出しなければならない。

（調査等）

第7 知事は、支援金の支給に関し、必要があると認めるときは、申請者に対し報告を求め、文書を提出させ、又は実地に調査を行うことができる。

（支給決定の取消）

第8 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）偽りその他不正な手段により支援金の支給決定を受けたとき。
- （2）支援金の支給決定の条件又はこの要領の規定に違反したとき。
- （3）前2号に掲げるもののほか、知事が不適當と認める事由が生じたとき。

(返還)

第9 知事は第8の規定による支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に支援金を支給しているときは、期限を定めて当該支援金を返還させるものとする。

(その他)

第10 この要領に定めるもののほか、支援金の支給に関する必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年12月26日から施行する。

別表第1 (第3関係)

(1) LPガス小売事業者ガス料金支援金及びLPガス小売事業者事務手数料

提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期限
1 LPガス小売事業者ガス料金支援金及び事務手数料実施確認申請書	様式第1号	1部	令和8年 1月30日(金)
2 LPガス小売事業者ガス料金支援金及び事務手数料支給申請書兼請求書	様式第2号	1部	令和8年 5月22日(金)
3 LPガス小売事業者ガス料金支援金及び事務手数料支給申請書兼概算払請求書	様式第3号	1部	令和8年 2月27日(金)
4 その他知事が必要と認める書類		1部	別に定める

(2) 中小企業者工業用LPガス料金支援金

提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期限
1 中小企業者工業用LPガス料金支援金実施確認申請書	様式第8号	1部	令和8年 2月27日(金)
2 中小企業者工業用LPガス料金支援金支給申請書兼請求書	様式第9号	1部	令和8年 5月8日(金)
3 その他知事が必要と認める書類		1部	別に定める